

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更 道路の供用開始 廃川敷地等の発生	(道路維持課) (同) (河川課)	六七 六七 六八
土地改良区の定款の変更認可 土地改良区の定款の変更認可	(岐阜農林事務所) (西濃農林事務所)	六八 六九

## 告 示

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
青 野	原 線	不破郡垂井町綾戸字不破 ノ初三三八番三地先から 同 郡同 町同 字同 四八八番一地先まで	二二 二七・六	二二 二七・六	七 四	三 四・八	

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二日から二週間岐阜県土整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年二月二日

第二千七百十九号  
平成二十八年二月二日

(火曜日)

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
岐阜線	各務原線	各務原市那加新田町二丁目四番一地从先から四番一地向先まで	七〇〇	平成二六・二・二	平成二六・二・二五

岐阜県告示第四十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

木曾川水系境川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十八年二月二日

三 廃川敷地等の位置

羽島市小熊町西小熊字六番地所道西一七五四番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三〇・二二二平方メートル

五 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に岐阜県知事に下付の申請をしなければならない。

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市市橋鏡島土地改良区	平成二八・一・二二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
羽島用水土地改良区	平成二八・一・二二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 方 県 土 地 改 良 区	平 成 二 八 ・ 一 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
福 束 輪 中 土 地 改 良 区	平 成 二 八 ・ 二 ・ 二

平成二十八年二月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社